

# 情報セキュリティ大学院大学同窓会規約

## 第1章 名称及び事務所所在地

第1条 本会は情報セキュリティ大学院大学同窓会と称する。

第2条 本会は本部を情報セキュリティ大学院大学内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繫を緊密にし、情報セキュリティ大学院大学の事業遂行並びに発展に協力することを目的とする。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員を分けて名誉会員、正会員、準会員、特別会員とする。その資格は以下の通りとする。

1. 名誉会員は情報セキュリティ大学院大学教職員及び本会に特に功労あるもので幹事会の承認を得たものとする。
2. 正会員は情報セキュリティ大学院大学(以下大学院と略称する)の修了生とする。
3. 準会員は、大学院の在学生とする。
4. 特別会員は、大学院の教職員とする。専任教員の退職者と客員教員もこれに含むものとする。
5. 大学院を中途退学した者のうち同窓会員に加わることを希望する者は、幹事会の承認を得

て正会員となることができる。

第5条 名誉会員及び準会員は議決権、選挙権、被選挙権を有しない。

## 第4章 入会と退会

第6条 本会の会員になろうとするものは、第4条の資格を満たしたうえで、所定の手続きをもって会長に入会願いを申請し、承認されなければならない。

第7条 本会の会員は、所定の手続きをもって会長に退会願いを申請し、承認されることで、本会を退会できるものとする。

## 第5章 役員・幹事

第8条 本会の構成は以下とする。

1. 名誉会長 1名
2. 役員として、会長 1名、副会長 1名、幹事 5名程度、幹事補佐 2名程度
3. 運営委員 20名以内
4. 顧問及び参与若干名

第9条 役員と運営委員は各々以下のよう

- に選出する。
1. 名誉会長には情報セキュリティ大学院大学学長を推戴する。
  2. 役員は会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
  3. 運営委員は会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。
  4. 顧問は会長が推薦し、幹事会の

承認を得るものとする。

5. 参与は、原則として会長の経験者で幹事会の承認を得るものとする。

第10条 役員と運営委員は各々以下の業務にあたる。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に依り会の運営に参画する。
4. 幹事と幹事補佐、運営委員は会務を分担し、本会の運営に当る。

第11条 役員任期を以下のように定める。

1. 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第9条の規程に従い、必要に応じてこれを補充することができる。但し其の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 運営委員任期を以下のように定める。

1. 幹事任期は2ヶ年とし再任を妨げない。
2. 幹事は、第9条の規程に従い必要に応じてこれを補充することができる。但し其の任期は他の幹事の残任期間と同一とする。

## 第6章 会議

第13条 会議は総会、幹事会及び運営委員会とする。

第14条 定時総会は毎年1回会長が招集し、本会の事業報告、事業計画案並びに役員選出の議決を行う。

第15条 幹事会は必要に応じて会長が随時招集し、主に総会への議案作成、通常案件の方針決定、通常案件の実行推進を行う。幹事会は、役員により構成する。

第16条 運営委員会は必要に応じて会長が随時招集し、主に各種計画の具体的実行、必要コンテンツの作成を行う。運営委員会は、役員と運営委員により構成する。

第17条 総会は、出席人員を以って成立し、其の議決は出席人員の過半数の賛成を以って成立する。

第18条 幹事会は、全構成員の半数の出席を以って成立し、其の議決は出席人員の過半数の賛成を以って成立する。

第19条 運営委員会は、全構成員の内3分の1の出席を以って成立し、其の議決は出席人員の過半数の賛成を以って成立する。

## 第7章 補則

第20条 本会の年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第21条 本会則の改正は総会の議決を要する。

第22条 この会則施行についての細則は幹事会の議決を経て別に定める。

第23条 第9条第5号の規定にかかわらず、本会発足時の幹事は、同窓会準備委員会において決定するものとする。

る。

附則

1 本規約は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 本規約は令和元年 11 月 16 日の総会において改正し、同 11 月 17 日より施行する。

附則

1 本規約は令和 4 年 11 月 12 日の総会において改正し、同 11 月 13 日より施行する。